

## 医療費助成制度の改正について

問い合わせ  
保険年金課 (☎1771)

北海道と共同で実施している重度心身障害者、母子家庭等、乳幼児、老人を対象とした医療給付事業について、社会経済情勢の変化から国の医療保険制度が見直されたことに伴い制度改正を行います

### ◎乳幼児医療給付事業

- 通院 3歳児未満を就学前まで拡大
- 入院 6歳児未満を就学前まで拡大

### ◎母子家庭等医療給付事業

- 父子家庭にも拡大

### ◎自己負担の見直し（重度心身障害者・母子家庭等・乳幼児）

- 一般世帯～1割負担、市民税非課税世帯～初診時の一部負担金のみ
- 通院の月額上限 12,000円
- 入院の月額上限 40,200円

※3歳未満の乳幼児と市・道民税非課税世帯は初診時の一部負担金のみ

### ◎老人医療給付特別対策事業

- 65歳以上70歳未満のひとり暮らし老人などを対象とした医療費助成制度は、8月から毎年段階的に対象年齢を引き上げ、平成20年3月末で廃止する。
- 市が単独で実施している69歳を対象にした医療助成制度についても平成17年3月末で廃止する。

助成制度の種類	現 行 制 度	改正に伴う変更部分	実施時期
重度心身障害者医療費助成制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市内に住民登録のある方</li> <li>●1級・2級と3級の内部障害（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害のみ）の身体障害者手帳をお持ちの方</li> <li>●知的障害がありA判定の療育手帳をお持ちかI・Qがおおむね50以下と判定（診断）された方</li> <li>●主たる生計維持者の方の所得が制限内であること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一般世帯…1割負担</li> <li>●通院 月額上限 12,000円</li> <li>●入院 月額上限 40,200円</li> <li>●市民税非課税世帯…現行どおり自己負担なし</li> <li>●初診時に一部負担金（医科580円、歯科510円）</li> </ul>	平成16年10月1日
母子家庭等医療費助成制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市内に住民登録のある方</li> <li>●母親…母子家庭などの女子で満20歳未満の児童を扶養または看護されている方</li> <li>●児童…上記母親に該当する女子に扶養または看護されている満20歳未満の児童、両親の死亡、行方不明などによりほかの家庭において扶養されている満20歳未満の児童</li> <li>●主たる生計維持者の方の所得が制限内であること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●父子家庭についても適用する</li> <li>●一般世帯…1割負担</li> <li>●通院 月額上限 12,000円</li> <li>●入院 月額上限 40,200円</li> <li>●市民税非課税世帯…現行どおり自己負担なし</li> <li>●初診時に一部負担金（医科580円、歯科510円）</li> </ul>	平成16年10月1日
乳幼児医療費助成制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市内に住民登録のある6歳未満の乳幼児。ただし、3歳未満児は、入院・通院・指定訪問看護、3歳児以上6歳未満児は、入院・指定訪問看護</li> <li>●平成13年4月1日以降に生まれた乳幼児については、主たる生計維持者の方の所得が制限以内であること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●入院、通院とも就学前まで適用する</li> <li>●一般世帯…1割負担</li> <li>●通院 月額上限 12,000円</li> <li>●入院 月額上限 40,200円</li> <li>●3歳未満児及び市民税非課税世帯は現行どおり自己負担なし</li> <li>●初診時に一部負担金（医科580円、歯科510円）</li> </ul>	平成16年10月1日
老人医療給付特別対策制度（道老）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市内に住民登録のある方で子どもがいない方または、子供と別居されている満65歳以上70歳未満の方（ただし、子供の特例に該当する場合を除く）</li> <li>●一人暮らし世帯…6カ月以上一人暮らしであること</li> <li>●老人夫婦世帯…一方の配偶者が60歳以上であること</li> <li>●一人暮らし老人と児童の世帯及び老人夫婦と児童の世帯（児童は18歳未満）</li> <li>●上記世帯要件のほか所得が制限内であること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●年齢要件が、昭和14年7月31日以前に生まれた者とする（平成16年7月31日時点で65歳に達していること）</li> </ul>	平成16年8月1日
老人医療費助成制度（市老）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市内に住民登録のある方</li> <li>●満69歳以上満70歳未満の方</li> <li>●本人の所得が制限内であること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平成17年3月末で廃止する</li> </ul>	平成16年8月1日